

自治選第28号

平成5年6月8日

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

自治省選挙部長

御結婚恩赦と選挙事務の取扱いについて（通知）

6月8日、閣議決定により、特別基準恩赦が行われることとなったが、この措置により選挙権及び被選挙権を回復する者があるので、取扱いについては、下記の諸点に御留意願うとともに、貴管下市町村の選挙管理委員会にも速やかに通知されたい。

記

特別基準恩赦には、特赦、特別減刑、刑の執行の免除及び特別復権があり、それぞれ恩赦状が本人に下付されることとなっている。

選挙事務の取扱いに当たって、公職選挙法（以下「法」という。）第11条若しくは第252条又は沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（以下「特別措置法」という。）第153条の規定により選挙権及び被選挙権を制限されていた者が、特赦、特別減刑、刑の執行の免除又は特別復権があったことによる選挙権又は被選挙権の回復を申し立てた場合には、前記恩赦状の提示を求めるとともに、同一人に関し法第11条若しくは第252条又は特別措置法第153条に該当する事由が他にないかどうかについて最寄りの地方検察庁に依頼して調査の上、それらに基づいてそれぞれ処理すること。